

商 標 権	判決年月日	令和３年７月２９日	担 当 部	知財高裁第２部
	事 件 番 号	令和３年（行ケ）第１００２６号		

○ 図形部分と文字部分から成る結合商標の商標登録出願について、文字部分のみによって商標の類否を判断することが許されるとして、商標法４条１項１１号に該当すると判断した事例。

（事件類型） 審決（拒絶）取消 （結論） 請求棄却

（関連条文） 商標法４条１項１１号

（関連する権利番号等） 商願２０１８－１３３３１１号

（審決） 不服２０２０－６３０３号

判 決 要 旨

１ 原告は、指定商品を第３６類「建物の管理，建物の貸借の代理又は媒介，建物の貸与，建物の売買，建物の売買の代理又は媒介，建物又は土地の鑑定評価，土地の管理，土地の貸借の代理又は媒介，土地の貸与，土地の売買，土地の売買の代理又は媒介，建物又は土地の情報の提供，不動産賃料の徴収の代行，損害保険契約の締結の代理，損害保険の引受け，生命保険契約の締結の媒介，生命保険の引受け」として，次の商標（以下「本願商標」という。）の商標登録出願をしたところ，拒絶査定を受けたため，不服審判請求をしたが，審判請求は成り立たないとする審決を受けた。本件は，同審決の取消訴訟である。



２ 本判決は，概要，次のとおり，本願商標については，文字部分のみによって商標の類否を判断することができるとし，商標法４条１項１１号に該当すると判断して，原告の請求を棄却した。

（１）結合商標の類否判断の方法について

ア 商標の類否は，対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に，商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが，それには，そのような商品に使用された商標がその外観，観念，称呼等によって取引者，需要者に与える印象，記憶，連想等を総合して全体的に考察すべきであり，かつ，その商品の取引の実情を明らかにし得る限り，その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である（最高裁昭和３９年（行ツ）第１１０号同４３年２月２７日第三小法廷判決）。また，複数の構成部分を組み合わせた結合商標については，各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない

場合は、一つの称呼、観念が他人の商標の称呼、観念と同一又は類似であるといえないとしても、他の称呼、観念が他人の商標のそれと類似するときは、両商標はなお類似するものと解するのが相当である（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決）。

イ 「商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合」、「それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合」以外にも、「各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合」には、分離して観察することが許されると解するのが相当である。最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決も、このことを否定するものとは解されない。

ウ 以上のイで述べた事情などを総合的に考慮して、結合商標の一部を分離、抽出して商標の類否を判断することが許されるかどうかを判断することが相当である。

（2）本願商標について

ア 構成要素の性質の違いや、図形部分の上部が文字部分の上部よりも少なからず上にはみ出す形となっていることのほか、文字部分については容易に「サンコ」又は「サンコー」という称呼を有する部分として理解されることからすると、図形部分と文字部分とは、外観上、明確に分離して看取されるものである。そうすると、図形部分及び文字部分について、それらの部分を分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分に結合しているものとはいえない。

イ 上記のとおり容易に特定の称呼を有する部分として理解される文字部分は、本願商標の構成の大きな部分（7割以上）を占めている。そして、「SANKO」の文字は、辞書等に載録のない語であるから、特定の観念を生じないものである。そうすると、文字部分は、需要者の印象に残りやすく、強い印象を与えることができる。

ウ 図形部分については、称呼の有無が一見して直ちに明確とはいえないが、「S」を図案化したものと理解されて「エス」の称呼が生じ得るとしても、文字部分の冒頭の文字が「S」であることからすると、文字部分と独立した意味を有するものではないとの理解がされることも多いものとみることができる。

エ 上記ア～ウからすると、本願商標については、文字部分のみによって商標の類否を判断することも許されるということが出来る。

（3）「SANC O」の文字又は同文字と図形から成る各引用商標との類否について

本願商標と、「SANC O」の文字又は同文字と図形から成る各引用商標は、文字部分の比較において、観念を比較できないとしても、その外観は近似し、称呼を共通にするものであるから、これらを総合的に勘案すると、両商標は互いに紛れるおそれのある類似の商標というべきである。本願商標が各引用商標の指定役務と同一又は類似する役務について使用をするものであることは、当事者間に争いがない。